

第2章 建築同意事務審査要領

第1節 総論

第1 審査上の留意事項

1 一般的な留意事項

- (1) 建築同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の新築等の計画段階から、関係法令の防火に関する規定について審査するものであること。
この場合、形式的に規定に適合させることだけでなく、規制目的に沿った合理的な指導を行うこと。
- (2) 建築同意は、建築物の出火防止、火災が発生した場合の避難及び延焼拡大防止、消火活動等の総合的な防災対策について審査すること。
- (3) 建築計画は、建築物の機能、経済、意匠、安全等の要素を考慮して行うものであるが、消防同意時における指導は、建築物の防火上の安全を基本として他の要素との調和がとれるよう行うこと。
- (4) 消防同意を行うにあたっては、建築物の用途、規模、構造等による災害危険性の要因を考慮して総合的に指導すること。
- (5) 建築物の防災施設、設備等は、個々の目的だけではなく、有機的に相互に関連して活用できるよう指導すること。
- (6) 消防同意に際し、当該同意の対象となる建築物について、危政令で規制する許可や条例で規制する各種届出等の対象となることが明確な場合には、危険物係等の担当者との連絡・連携等に配慮すること。
- (7) 消防用設備等に着工の届出時に変更が困難な事項（消火栓箱及び加圧送水装置の設置位置、自火報設備の総合盤又は受信機の種類又は設置位置、避難器具の種類又は設置位置、連結送水口、放水口の種類又は設置位置等）については、建築同意時に審査し手続き等が滞りなく行えるよう留意すること。なお、建築同意期間中に審査が困難な場合は、消防用設備等の着工届を速やかに提出してもらうよう指導すること。
- (8) 消防同意は、法第7条第2項及び建基法第93条第2項に定める期間内に処理すること。なお、期間の算定にあつては、同意を求められた当日は算入されず、消防同意の期間の終了日が土曜日、日曜日その他閉庁日にあたる場合は、翌開庁日を終了とすること。
また、建築主事及び指定確認検査機関に対する同意又は不同意の通知は、期間内に発信すること（発信主義）をもって足りるものであること。
- (9) 指定確認検査機関に対する消防同意は、受付時に消防同意依頼書及び建築確認申請図書に不備がある場合、補正されるまでの間、受理を保留することができるものであ

ること。

また、消防同意の審査期間中に建築確認申請図書の不備が見つかった場合は、その旨を通知し、その当日から不備が補正されるまでの間は消防同意期間から除くことができるものであること。

- (10) 審査の結果、防火に関する規定等に抵触している場合は、原則として不同意とするものであるが、建築主事に対する消防同意が行政機関相互間の内部行為であることから、申請者に対する便宜上、保護的措置として当該抵触している部分の変更等を行うことにより措置するものであること。
- (11) 消防用設備等に関する技術上の特例を申請する場合は、建築確認申請前又は申請時に行うものとし、事前に建築士及び工事監理者並びに設備士等により建築構造上又は消防用設備等についての調整を行い、工事及び消防検査等が滞りなく進捗するようにすること。なお、この場合、消防用設備等特例規定適用申請書（別記様式1）の申請用紙と各必要図面等を2部作成し、提出すること。（ほ）

別記様式1 (ほ)

令和 年 月 日		
消防用設備等特例規定適用申請書		
宜野湾市消防長 殿	願出人（関係者） 住所 氏名 電話	
下記の防火対象物の消防用設備等について消防法施行令第32条の規定の適用を受けたいので願出ます。 なお、該当防火対象物の増築、改築、用途変更等を行う場合は、事前に連絡の上消防法令に適合するよう消防用設備等を設置します。		
記		
防火対象物	名称・用途	
	所在地	宜野湾市
	構造・規模	造、地上 階／地下 階 延べ面積 m ²
特例規定の適用を受けたい消防用設備等		
特例規定の適用を受けたい理由		
備考1 防火対象物の案内図、配置図、各階平面図等関係図書、その他の資料を必要に応じて添付して下さい。 2 2部提出して下さい。 3 ※印欄に記入しないで下さい。		
※ 受 付	上記の申請のとおり特例を認める。 令和 年 月 日 宜野湾市消防長 ④	
建築同意受付番号 第 - 号		